

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和1年11月14日(2019.11.14)

【公開番号】特開2018-50856(P2018-50856A)

【公開日】平成30年4月5日(2018.4.5)

【年通号数】公開・登録公報2018-013

【出願番号】特願2016-188920(P2016-188920)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

【手続補正書】

【提出日】令和1年9月27日(2019.9.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ベース部材にそれぞれ回転可能に支持されて回転駆動される第1と第2のアームと、前記第1のアームの先端部が回転可能に連結される一方、前記第2のアームの先端部が回転可能かつスライド可能に連結される従動部材と、を備え、前記第1と第2のアームが回転することで、前記従動部材が姿勢を変化させる遊技機。

【請求項2】

前記第1と第2のアームは、それぞれの先端部に向かうにつれて互いに近づくように延びる配置と、その配置とは反対側に延びかつ各前記先端部に向かうにつれて互いに離れるように延びる配置とに、回転可能となっている、請求項1に記載の遊技機。

【請求項3】

前記第1と第2のアームは、同じ方向に回転する、請求項2に記載の遊技機。

【請求項4】

前記第1と第2のアームは、同じ方向に回転し、少なくとも一方の前記アームは、その回転範囲の途中で前記第1と第2のアームの回転中心軸間を通過可能な長さになっている、請求項1に記載の遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

上記目的を達成するためになされた請求項1の発明は、ベース部材にそれぞれ回転可能に支持されて回転駆動される第1と第2のアームと、前記第1のアームの先端部が回転可能に連結される一方、前記第2のアームの先端部が回転可能かつスライド可能に連結される従動部材と、を備え、前記第1と第2のアームが回転することで、前記従動部材が姿勢を変化させる遊技機である。